

# 一般社団法人 日中協会 会員規定

2014年4月1日 現在

第 1 条 本会の入会金は、次のとおりとする。

1. 個人会員

(1) 普通会员 5 千円

(2) 維持会員 1 万円

1. 法人会員 3 万円

第 2 条 本会の会費は、次のとおりとする。

1. 個人会員

(1) 普通会費 年額 1 万円

(2) 維持会費 年額 一口 3 万円（一口以上）

1. 法人会員

法人会費 年額 一口 10 万円（一口以上）

第 3 条 年度の途中で入会した会員の会費は、その年に限り月額で計算することができる。

第 4 条 会費は、毎年度 4 月末日までに 1 年分を全納するものとする。

---

（一社）日中協会では、とりあえず下記の基準で会員をお願い致しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

個人会員 (1) 普通会员 ————— 一般国民、学生の方

イ) 日中協会会合へのご案内

ロ) 中国旅行のご案内

ハ) 日中月報の配布

ニ) その他

(2) 維持会員 ————— 国会議員、都道府県知事・議員、市長、会社・  
団体役員、一般国民の方々

上記イ～ニの他、

ホ) 日中関係資料などの配布

法人会員 法人会員 ————— 会社・団体などの法人

上記イ～ホの他、

へ) 特別資料などの配布